

第1章 計画策定の概要

1. 計画の位置づけ

本市の「第2期日田市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度を以てその計画期間を終了することを受けて、「第3期 日田市子ども・子育て支援事業計画～第3期“ひたっ子”子ども・子育て応援プラン～」(以下、「本計画」という。)を策定します。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

また、本計画の上位計画である「日田市総合計画」との整合を図りながら、市が策定したさまざまな計画、関連法律等と連携を図り推進していきます。

◇子ども・子育て支援法(抜粋)◇

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

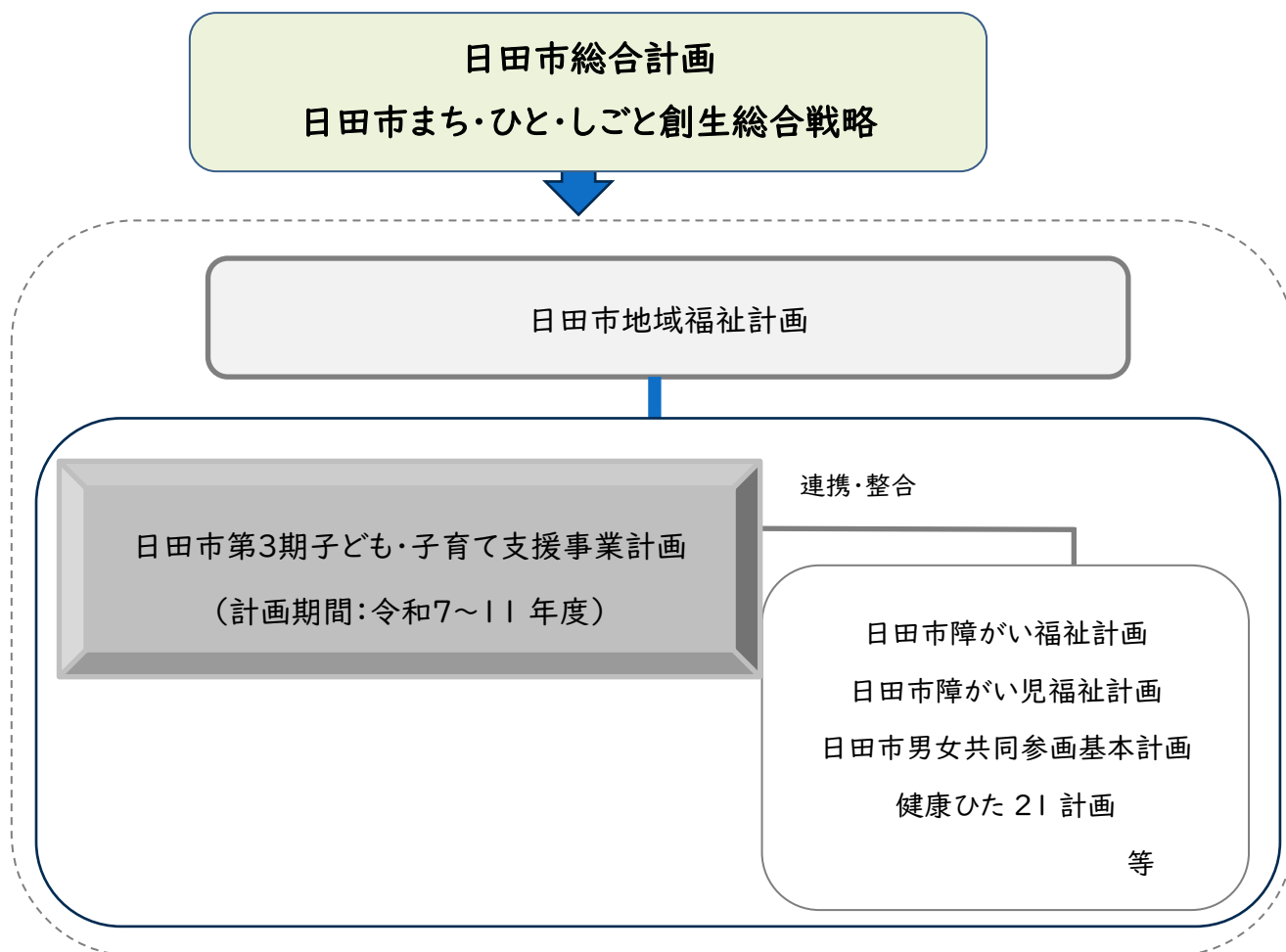
二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 (略)

◇計画の位置づけ(イメージ)◇



2. 計画の期間

本計画の計画期間は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間（令和7年度から令和11年度まで）とします。

なお、社会情勢の変化等の状況に応じて、計画の期間内においても適宜見直すものとします。

◇計画の期間◇

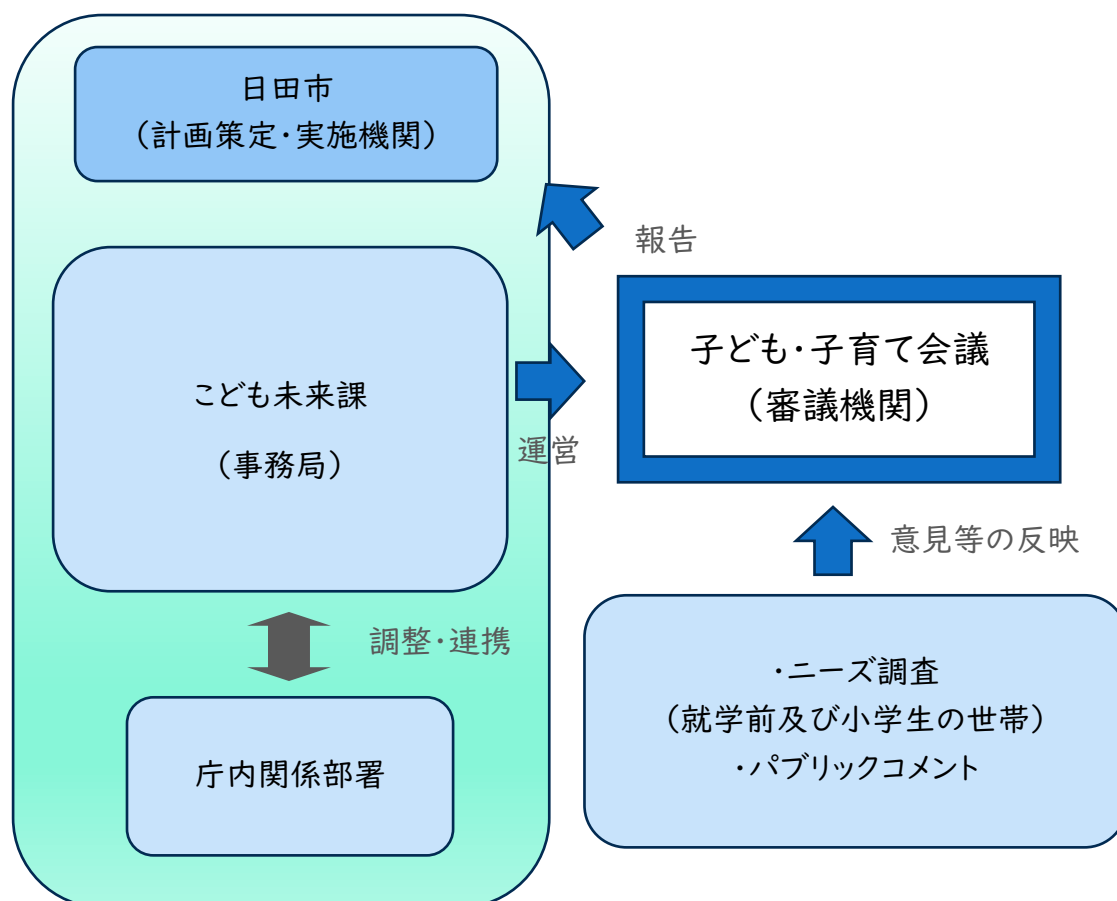
年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
計 画										
	第2期日田市子ども・子育て支援事業計画									
						第3期日田市子ども・子育て支援事業計画				

3. 計画の策定体制

(1) 日田市子ども・子育て会議の設置

審議機関として、子ども・子育て中の保護者や教育・保育施設の関係者、学識経験者等で構成する「日田市子ども・子育て会議」を設置し、計画を策定しました。

◇計画の策定体制◇



(2) ニーズ調査の実施

市の子育て支援に関するニーズを把握するため、就学前児童及び就学児童のいる保護者を対象に、住民基本台帳より無作為に抽出し、「日田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」(令和6年2～3月)を実施しました。

◇ニーズ調査実施概要◇

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前	1,200	郵送 315 WEB 155	39.2%
	小学生	1,200	郵送 326 WEB 186	42.7%
調査期間	令和6年2月19日(月)～令和6年3月5日(火)			
調査方法	郵送発送、郵送回収及びWEB回答による無記名回答方式			
調査目的	令和6年度末までを計画期間とする、現在の「第2期日田市子ども・子育て支援事業計画」を改定し、令和7年度から5年間の計画期間とする新たな計画の策定に当たり、同計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを推計するため、また、本市の子育て支援施策の充実を図るため、市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握する。			